

22消安第5109号  
22生畜第1165号  
平成22年9月7日

社団法人緑の安全推進協会会長 殿

農林水産省  
消費・安全局  
農産安全管理課長  
畜水産安全管理課長  
生産局  
農業生産支援課長  
畜産部畜産振興課長

「飼料として使用する粳米への農薬の使用について」の一部改正について

現在、飼料用米中の残留農薬については、「飼料として使用する粳米への農薬の使用について」（平成21年4月20日付け21消安第658号、21生畜第223号関係課長通知。以下「課長通知」という。）に基づき、その低減化のための措置を講ずることによって安全の確保を図っているところです。

今般、粳米への農薬残留に係る新たな知見が得られた下記に掲げる農薬成分については、当該措置を要しないと判断したので、今後これらについては当該措置を求めないこととし、別添の通り課長通知を改正することとしました。これについて、貴局管内の各県及び関係機関に貴職から通知願うとともに、農家等関係者に対し周知、指導の徹底をお願いします。

また、併せて、農林水産省において作成している「多収米栽培マニュアル」を改訂し記載することとしているので、御了知願います。

今後とも関係者と連携し粳米の農薬残留に係る知見を収集し、必要なデータが得られれば、適宜、本措置の見直しを行うこととしているので申し添えます。

記

課長通知の措置を要しない農薬成分

BPMC、(フェノブカルブ)、DEP (トリクロルホン)、アジムスルフロン、アゾキシストロビン、イソプロチオラン、エチプロール、カルフェントラゾンエチル、シハロホップブチル、チアメトキサム、チオファネートメチル、ヒドロキシイソキサゾール、フェリムゾン、ブプロフェジン、フラメトピル、フルセトスルフロン、フルトラニル、プロベナゾール

なお、当該成分を含む剤は別紙のとおりであるので参照願います。

(別 添)

「飼料として使用する籾米への農薬の使用について」(平成21年4月20日付け21消安第658号、21生畜第223号、消費・安全局農産安全管理課長、畜水産安全管理課長、生産局農業生産支援課長、畜産部畜産振興課長連名通知) 一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">記 記</p> <p>1. 飼料用米について、<u>出穂以降(ほ場において出穂した個体が初めて確認される時点以降をいう。以下同じ。)</u>に農薬の散布を行う場合には、<u>家畜へは籾摺りをして玄米で給餌すること。</u></p> <p>2. 籾米のまま、もしくは籾殻を含めて家畜に給餌する場合は、<u>出穂以降の農薬の散布は控えること。</u></p> <p>3. 但し、以下の農薬成分については、上記1及び2の措置を要しない。 <u>BPMC (フェノブカルブ)、DEP (トリクロロホン)、アジムスルフロン、アゾキシストロビン、イソプロチオチアール、エチプロール、カルフェントラゾンエチル、シハロホップアチル、チアメトキシサム、チオアネートメチル、ヒドロキシイソキサゾール、フェリムゾン、プロフェジン、フラメトピル、フルセトスルフロン、フルトラニル、プロパナゾール</u></p> <p style="text-align: right;">〔別紙〕</p> <p>○殺虫剤 <u>BPMC 乳剤</u> <u>BPMC 粉剤</u> <u>DEP 乳剤</u> <u>DEP 粉剤</u> <u>エチプロール水和剤</u> <u>エチプロール粉剤</u> <u>エチプロール粒剤</u></p>	<p style="text-align: center;">記 記</p> <p>1. 飼料用米について、<u>出穂期以降に農薬の散布を行う場合には、家畜へは籾摺りをして玄米で給餌すること。</u></p> <p>2. 籾米のまま、もしくは籾殻を含めて家畜に給餌する場合は、<u>出穂期以降の農薬の散布は控えること。</u></p> <p style="text-align: right;">(新規)</p> <p style="text-align: right;">(新規)</p>

チアメトキサム水和剤  
ブプロフェジン水和剤  
ブプロフェジン粉剤  
ブプロフェジン粒剤  
ブプロフェジン・BPMC 粉剤

○殺菌剤

アゾキシストロビン水和剤  
アゾキシストロビン粉剤  
イソプロチオラジン水和剤  
イソプロチオラジン乳剤  
イソプロチオラジン粉剤  
イソプロチオラジン粒剤  
チオファネートメチル水和剤  
チオファネートメチル粉剤  
ヒドロキシisonキサゾール液剤  
フェリムゾン水和剤  
プロベナゾール粉粒剤  
プロベナゾール粒剤  
フラメトピル水和剤  
フラメトピル粉剤  
フラメトピル粒剤  
フラメトピル・フロベナゾール粒剤  
フルトラニル水和剤  
フルトラニル乳剤  
フルトラニル粉剤

○殺虫殺菌剤

エチプロール・イソプロチオラジン粒剤  
チアメトキサム・アゾキシストロビン水和剤  
ブプロフェジン・BPMC・イソプロチオラジン粉剤  
ブプロフェジン・BPMC・フルトラニル粉剤

○除草剤

アジムスルフロン・カルフェントラゾンエチル・フルセトスルフロ  
ン粒剤  
カルフェントラゾンエチル・フルセトスルフロン粒剤

シハロホツプブチル乳剤  
シハロホツプブチル粒剤  
フルセトスルフロン水和剤  
フルセトスルフロン粒剤

○殺虫剤

BPMC 乳剤  
BPMC 粉剤  
DEP 乳剤  
DEP 粉剤  
エチプロール水和剤  
エチプロール粉剤  
エチプロール粒剤  
チアメトキサム水和剤  
ブプロフェジン水和剤  
ブプロフェジン粉剤  
ブプロフェジン粒剤  
ブプロフェジン・BPMC 粉剤

○殺菌剤

アゾキシストロビン水和剤  
アゾキシストロビン粉剤  
イソプロチオラン水和剤  
イソプロチオラン乳剤  
イソプロチオラン粉剤  
イソプロチオラン粒剤  
チオファネートメチル水和剤  
チオファネートメチル粉剤  
ヒドロキシイソキサゾール液剤  
フェリムゾン水和剤  
プロベナゾール粉粒剤  
プロベナゾール粒剤  
フラメトピル水和剤  
フラメトピル粉剤  
フラメトピル粒剤  
フラメトピル・プロベナゾール粒剤  
フルトラニル水和剤  
フルトラニル乳剤  
フルトラニル粉剤

○殺虫殺菌剤

エチプロール・イソプロチオラン粒剤  
チアメトキサム・アゾキシストロビン水和剤  
ブプロフェジン・BPMC・イソプロチオラン粉剤  
ブプロフェジン・BPMC・フルトラニル粉剤

○除草剤

アジムスルフロン・カルフェントラゾンエチル・フルセトスルフロン粒剤  
カルフェントラゾンエチル・フルセトスルフロン粒剤  
シハロホップブチル乳剤  
シハロホップブチル粒剤  
フルセトスルフロン水和剤  
フルセトスルフロン粒剤

以上